

平成19年12月18日
関 東 財 務 局

株式会社新日本通商に対する検査結果等について

関東財務局長が上記会社を検査した結果、法令違反の事実が認められたので、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、勧告した。

[勧告の詳細](#) (証券取引等監視委員会へリンク)

【問い合わせ先】

証券取引等監視委員会事務局証券検査課 TEL03(3581)2968

関東財務局証券取引等監視官部門 TEL048(600)1215